

電気供給業を行う法人の申告について

1 法人の事業税における収入金課税について

(1) 法人の事業税における収入金課税について

電気供給業、ガス供給業及び保険業（生命保険業、損害保険業）を行う法人については、地方税法において、原則、収入金額を課税標準として法人の事業税を課することとされています。（法第72条の12）

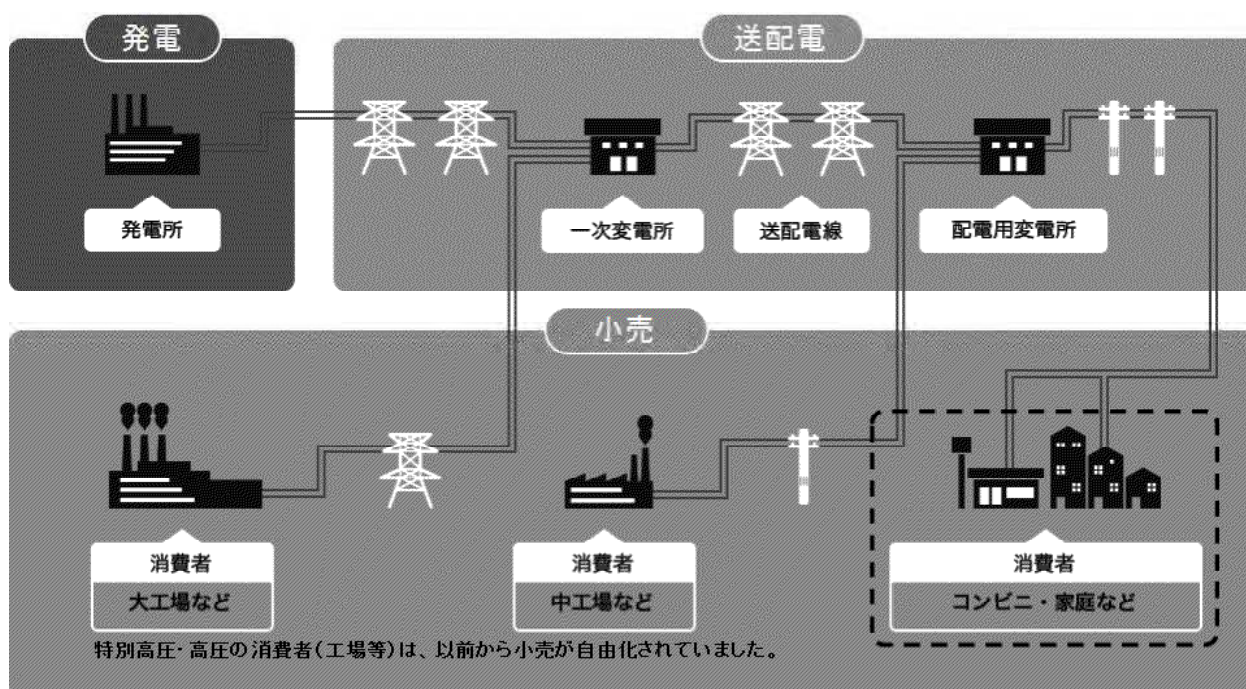
(2) 電気供給業の概要

法人の事業税において、収入金課税の対象となる電気供給業とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、現に電気を供給している法人の事業をいいます。

よって、大手電力会社（東京電力ホールディングス等）のほか、太陽光パネルにより発電した電気を売電する法人もこれに該当します。

また、平成24年7月1日から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されたことから、太陽光発電による売電を行う法人は増加傾向にあり、さらに、平成28年4月1日以降は、電気の小売業への参入が全面自由化され、一般家庭や商店を含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになりました。

そのため、様々な形態での電気供給が行われるようになってきており、発電事業者の売電先も選択肢が増えています。



破線枠内の(低圧)消費者への小売が2016年4月に自由化されました。

2 電気供給業に係る課税標準となる収入金額の考え方

電気供給業の事業規模を表すものは、電気の供給によって収入する料金の額です。

また、課税すべき収入金額の範囲は、その事業本来の収入金額に限られるべきと考えられるので、課税標準となる収入金額は、電気供給業について収入すべき金額の総額から、偶発的に生じた収入金額やこれらの事業本来のものでない収入金額を控除することとされています。

一方で、地方税法第72条の24の2第1項においては、「当該各事業年度においてその事業について収入すべき金額の総額から当該各事業年度において国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額その他政令で定める収入金額を控除した金額による」とされており、控除する金額が限定列举されています。

仮に、限定列举された金額のみ控除を認めるとすると、法令に規定のない収入（土地賃貸料等の営業外収益や特別利益）が発生した場合には控除できないことになってしまい、「課税すべき収入金額の範囲は、その事業本来の収入金額に限られるべき」とする制度の趣旨に反します。

よって、法令に規定のない営業外収益や特別利益が発生した場合にも、それが電気供給業本来の収入（売電収入等）でない限り、総収入金額から控除します。

【課税標準となる収入金額（概要）】

課税標準となる
収入金額

=

収入すべき
金額の総額※1

—

控除すべき
金額※2

※1 原則として電気供給業に係るすべての収入を含む。

※2 地方税法又は同法施行令で規定された金額のほか、営業外収益及び特別利益として処理されるべき金額。ただし、電気供給業本来の収入（売電収入等）は控除しないこと。

3 電気供給業を行う法人の申告について

(1) 課税方式と申告時の提出書類

前述のとおり、電気供給業を行う法人については、原則として収入金額を課税標準として法人の事業税（収入割）を課することとされています。

一方で、法人の事業活動としては、

- ・ 電気供給業のみを行う場合
- ・ 電気供給業とその他の事業を併せて行う場合
- ・ 電気供給業の開始を決定したが、申告事業年度中に売電を開始していない場合

などのケースがあり、申告方法が異なります。

○課税方式と申告時の提出書類

売電の有無	売上金額	例外規定(※1)の適用	課税方式	申告時の提出書類(※2)
売電を開始している	電気供給業のみ		収入割のみ	①・③・④・⑤
	電気供給業とその他の事業の両方	適用を受ける 主たる事業が電気の場合	収入割のみ	①・③・④・⑤
		適用を受ける 主たる事業が電気以外の場合	所得割のみ	①・⑤
		適用を受けない(又は非該当)	収入割と所得割	②・③・④・⑤
売電を開始していない	その他の事業のみ		所得割のみ	①・⑤

※1 電気供給業とその他の事業を併せて行う場合、原則として、電気供給業に係るもの(収入割)とその他の事業に係るもの(所得割等)とを区分計算を行った上で申告することになりますが、**従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の10%以下であり、かつ事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しない場合は、主たる事業の課税方式によって申告できる。【例外規定】**

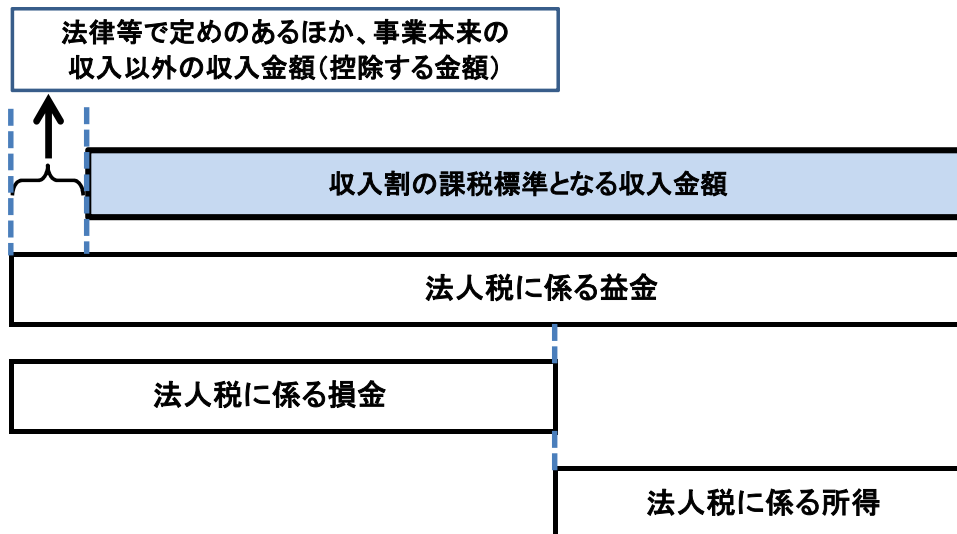
※2 申告時の提出書類

- | | |
|--------------------------------------|------------------|
| ① 収入金額に関する計算書(第6号様式別表6) | ③ 法人税別表4及び別表5(2) |
| ② (電気供給業を行う場合)
電気供給業の収入金額等に関する計算書 | ④ 貸借対照表 |
| | ⑤ 損益計算書 |

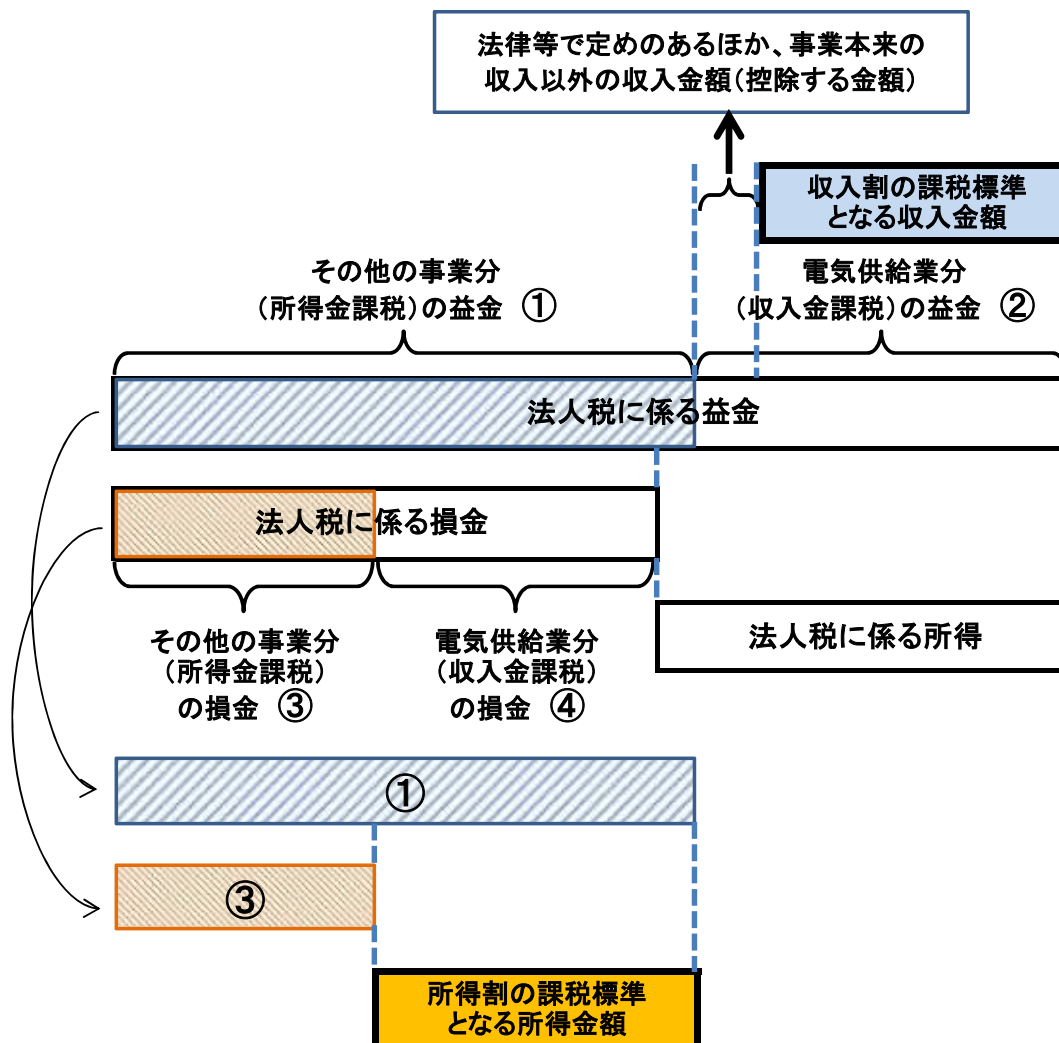
※ 電気供給業を行う法人の申告イメージは4、5頁のとおり。

【電気供給業を行う法人の申告イメージ(法人の事業税)】

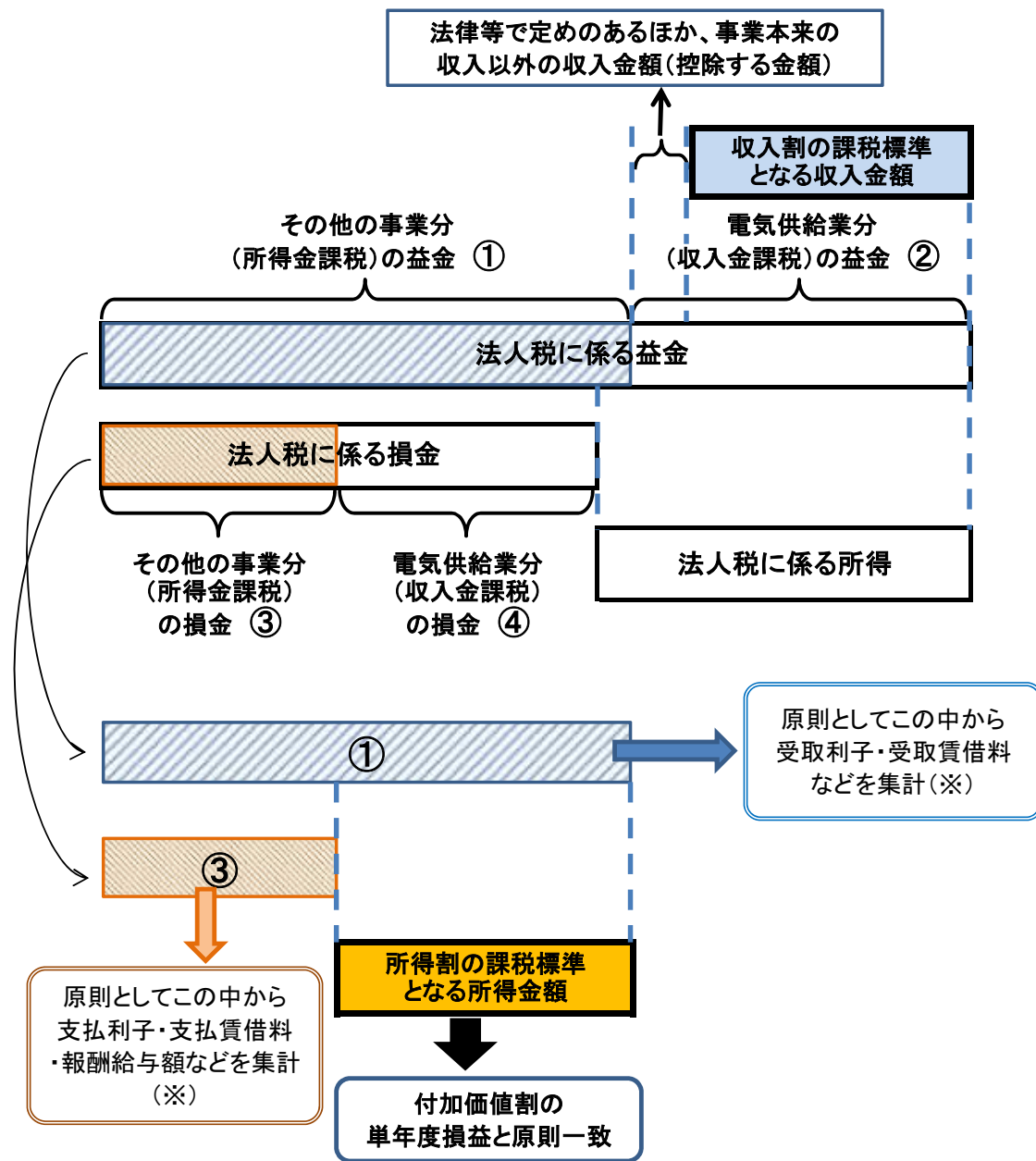
○電気供給業のみを行う法人(収入割のみ)



○電気供給業とその他の事業を併せて行う法人
〔外形標準課税対象法人を除く〕(収入割及び所得割)



○電気供給業とその他の事業を併せて行う法人
 [外形標準課税対象法人] (収入割、所得割・付加価値割・資本割)



※ 外形分(付加価値割・資本割)の算出方法

報酬給与額、支払(受取)利子、支払(受取)賃借料については、原則として、その他の事業(所得金課税)に係る損金又は益金の中から集計し、区分が困難なものについては按分により算出することになります。

また、資本割の課税標準となる資本金等の額は、全体の従業者数に占めるその他の事業に係る従業者数の比率で算出するが、この場合にも、区分が困難な従業員については按分で算出することになります。

なお、外形分の申告は、第1号の2~6様式を用いて行います。

(2) 課税方式が収入割のみの場合

収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）により、課税標準となるべき収入金額を算出し、法人税別表4及び別表5(2)、貸借対照表、損益計算書と併せて確定申告書に添付してください。（この場合の第6号様式別表6の記載方法は**7頁**を参照してください。）

(3) 課税方式が収入割と所得割の場合

「収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）」に代えて、**電気供給業の収入金額等に関する計算書（第1号様式）**（「附表1 __売上原価に関する明細書」、「附表2 __販売費・一般管理費に関する明細書」を含みます）により課税標準となるべき収入金額及び所得金額を算出し、法人税別表4及び別表5(2)、貸借対照表、損益計算書と併せて確定申告書に添付してください。（第1号様式（附表1、2）の記載方法は**8～10頁**を参照してください。）

さらに、外形標準課税対象法人の場合には、上記の書類に加えて、第1号の2～6様式を併せて添付してください。

(4) 課税方式が所得割のみの場合

電気供給業の開始を決定したが申告事業年度中に売電を開始していない法人や、電気供給業とその他の事業を併せて行っているが例外規定を適用して所得割のみで申告する法人は、収入金額に対する課税とはなりません。収入金額の内訳や事業の開始状況などを確認する必要があるため、**収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）**及び損益計算書を確定申告書に添付していただくようお願いします。（この場合の第6号様式別表6の記載方法は**11頁**を参照してください。）

- 電気供給業のみを行う法人(収入割のみ)が申告する場合
- 電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う法人で、例外規定の適用を受けて電気供給業の課税方式(収入割のみ)で申告する場合

収入金額に関する計算書

事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	法人名	A株式会社
法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	収入金額の総額	金額	円
	売電収入	10,800,000	
	受取利息	20,000	
	不用品売却益	50,000	
	補助金収入	150,000	
	計	① 11,020,000	
	控除される金額		
	受取利息	20,000	
	不用品売却益	50,000	
	補助金収入	150,000	
売電収入のうち消費税及び地方消費税	800,000		
税込経理の場合のみ			
計	② 1,020,000		
差引計	③ ①-②	③ 10,000,000	
法附則第9条第8項の規定による控除額	④		
法附則第9条第10項の規定による控除額	⑤		
法附則第9条第19項の規定による控除額	⑥		
計	⑦ ③-④-⑤-⑥	⑦ 10,000,000	

第六号様式別表六(用紙日本電機規格A4)(第五号関係)

①収入金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入金額を記載してください。(取扱通知(県)3章4の9の1)

- ※ 収入金額に係る法人税別表4の加減算額もこの欄に含めてください。
- ※ 消費税及び地方消費税について、税込経理をしている場合には、ここでは税込金額を記載し、別途「②控除される金額」の欄に消費税及び地方消費税相当額を記載してください。
- ※ 電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う法人で、例外規定の適用を受けて電気供給業の課税方式(収入割のみ)で申告する場合には、電気供給業以外の事業に係る営業収益及びこれに係る法人税別表4の加減算額もこの欄に併せて記載してください。

②控除される金額

国又は地方団体からの補助金、固定資産売却収入、保険金、有価証券の売却収入、不用品の売却収入、受取利息、受取配当金、需要者等から収納する工事負担金、再生可能エネルギー特別措置法第16条の賦課金、損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料、他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて供給を行う場合の、供給を受けた電気料金として支払うべき金額に相当する収入金額 など。

- ※ 法令等で規定されている金額のほか、原則として営業外利益及び特別利益で会計処理されるべき金額になります(これらの収入金額に係る法人税別表4の加減算も含まれます)。ただし、電気供給業本来の収入(例:売電収入等)は、ここに含めないでください。
- ※ 消費税及び地方消費税について、税込経理をしている場合には、ここで消費税及び地方消費税相当額を記載し、収入金額から控除してください。

④は託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合のみ対象となることがあります。

⑤はガス供給業に係る項目で電気供給業では記載不要です。

⑥は一般送配電事業者(経済産業大臣から許可を受け、供給区域内で送電線、変電所などを維持、運用し、他者から受け取った電気を別の他者に送電する事業者をいう。)のみ対象となることがあります。

確定申告書(第6号様式)の「収入金額総額」欄に転記してください

⑦収入割の課税標準となる収入金額 → 基本的には事業本来の収入である「営業収益」として処理されるべき金額に相当

原則として、「電気事業会計規則による収入」(電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入)とし、定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入、業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入(新エネルギー等電気相当量(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成14年経済産業省令第119号)第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量をいう。4の9の6において同じ。))に係るものを含む。)、遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等、原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。(取扱通知(県)3章4の9の2)

【電気】計算書の作成 その1（あん分率と課税標準額となるべき収入金額の算出）

- ① 計算書の1～7欄は、**営業収益に係る収入**を、収入金分（電気供給業）と所得金分（その他の事業）とに区分して記載します。（原則、営業外収益や特別利益で会計処理されるべき金額は含みません。ただし、電気供給業の本来の収入（例：売電収入）が営業外収益又は特別利益に計上されていた場合、これを含めてください。）
- ② 計算書の8欄では、上記①で区分した営業収益に収入を基に、区分困難な収入及び経費をあん分するためのあん分率を算出します。
- ③ 計算書9～15欄では、法人の事業税収入割の課税標準となるべき収入金額を算出します。

電気供給業の収入金額等に関する計算書

(第1号様式)

法人名	B株式会社		事業年度	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで	法人番号	00-000000
営業収益	収入金分	電力売上	1	21,600,000 円		
		電力売上以外の電気供給業に係る収入	2			
		法人税別表四による加算・減算	3			
		小計 1 + 2 + 3	4	21,600,000		
	所得金分	電気供給業以外の事業に係る収入	5	86,400,000		
		法人税別表四による加算・減算	6			
		小計 5 + 6	7	86,400,000		
あん分率	$\frac{7}{4+7} = \frac{86,400,000}{108,000,000} = 0.80000000$		8	小数点以下第8位まで算出し 第9位以下は切り捨てること。		
課税標準となるべき収入金額	4の金額	9	21,600,000			
	貸倒償却（収入金分）	10				
	他の電気供給業者から電気の供給を受けた場合、電気料金として支払うべき金額（除自家消費）	11				
	再生可能エネルギー特別措置法第16条の賦課金	12				
	託送料	13				
	消費税及び地方消費税相当額（税込経理の場合）	14	1,600,000			
小計 9 - 10 - 11 - 12 - 13 - 14	15	20,000,000				
差引計	21 - 32	33				
備考	確定申告書(第6号様式)の「収入金額総額」欄に転記してください					

1欄: 売上高のうち、売電により得た収入金額を記載してください。
他の電気事業者（東京電力エナジーパートナーなど）への売電収入もこの欄に記載します。
※ 消費税及び地方消費税について、税込経理をしている場合は、税込金額を記載します。（以降、15欄を除き、同様に記載。）なお、消費税及び地方消費税は、課税標準となるべき収入金額から控除する必要がありますので、別途14欄で控除してください。

2欄: 電気供給業の営業収益のうち、売電収入以外の収入金額を記載してください。
※ 需要家その他からの注文により電気供給業に関連する施設の工事を行い得た収入は所得金分の事業に該当するため、原則として当欄ではなく、5欄に記載してください。

3欄: 電気供給業の営業収益について、法人税別表4で加減算した金額を記載してください。
※ 電気供給業以外の事業に係る収入や、経費に係る加減算は含めないでください。

5欄: 売上高のうち、電気供給業以外の事業に係る収入金額を記載してください。
※ 需要家その他からの注文により電気供給業に関連する施設の工事を行い得た収入も、原則として当欄に記載してください。

6欄: 電気供給業以外の事業に係る営業収益について、法人税別表4で加減算した金額を記載してください。
※ 電気供給業に係る収入や、経費に係る加減算は含めないでください。

10欄: 電力売上のうち未収となっていた部分について、貸倒処理した額を記載してください。
※ 電気供給業以外の事業に係る金額は含めないでください。

11欄: 他の電気供給業者から購入した電気を消費者等に売電している場合で、購入先の法人が収入割の申告をしているときは、当該購入代金を記載します。
※ 自社で発電した電気のみを売電する場合には、これに該当しません。

12欄: いわゆる固定価格買取制度に係る再生可能エネルギー賦課金として、消費者から電気料金に上乗せして徴収した金額を記載します。
※ 自社で発電した電気のみを売電する場合には、これに該当しません。

13欄: 他の電気事業者の維持及び運用する送配電網を介して需要場所へ電力を供給する場合（託送供給という。）に、当該他の電気事業者に託送供給の対価として支払う金額を記載します。
※ 例えば、東京電力エナジーパートナーに直接売電している場合は、これに該当しません。

14欄: 消費税及び地方消費税の税込経理を行っている場合において、9の欄から10・11・12及び13欄を差し引いた後の金額に含まれる消費税及び地方消費税を記載してください。

【電気】計算書の作成 その2 (課税標準額となるべき所得金額の算出)

① 計算書の16~33欄は、法人の事業税所得割の課税標準となる電気供給業以外の事業に係る所得金額を計算します。消費税等の税込経理をしている場合、ここでは税込金額を記載してください。

② 収益又は費用で、電気供給業と電気供給業以外のものに区分することが困難な金額がある場合は、計算書8欄のあん分率を乗じて得た金額を電気供給業以外の収益又は費用とします。

※ 計算書の項目によっては「〇〇〇〇 × 8」のように、あん分率を乗じる表記になっていますが電気供給業と電気供給業以外に区分できる金額には、あん分率を乗じないでください。

電気供給業の収入金額等に関する計算書

(第1号様式)

法人名	B株式会社		事業年度	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで	法人番号	00-000000
課税標準となるべき所得金額	収益	7の金額	16	86,400,000		
		営業外収益 × 8	17	11,600		
		特別利益 × 8	18	120,000		
		<u>(地方税独自の加算 × 8)</u>	19			
		法人税別表四による加算 × 8	20	265,120		
	小計 16+17+18+19+20	21	86,796,720			
	費用	売上原価	22	43,200,000		
		販売費・一般管理費	23	39,000,000		
		貸倒償却(収入金以外の分)	24	20,000		
		営業外費用 × 8	25	80,000		
		特別損失 × 8	26	100,000		
		法人税等 × 8	27	65,120		
		法人税等調整額 × 8	28			
		事業税及び地方法人特別税	29	130,900		
		<u>(地方税独自の減算 × 8)</u>	30			
		法人税別表四による減算 × 8	31	63,300		
小計 22+23+24+25+26+27+28+29+30+31		32	82,659,320			
差引計 21-32	33	4,137,400				
備考	確定申告書(第6号様式)の「所得金額又は個別所得金額」欄に転記してください					

17欄及び18欄:

営業外収益又は特別利益の内容が、電気供給業(収入金)と、電気供給業以外(所得金)に明確に区分できる場合には、電気供給業以外に係る金額を記載してください。

<例:電気供給業と建設業を併せて行っている場合> ※あん分率を0.8(計算書8欄)と仮定

○営業外利益の内訳	計上額	17欄に記載すべき額
預金利息(区分できないもの)	2,000円	→ 2,000円×0.8=1,600円
建設機械賃貸料(建設業に係るもの)	10,000円	→ 10,000円(あん分しない)
→ この場合、預金利息のうち1,600円と、建設機械賃貸料10,000円の合計11,600円を17欄に記載します。(18欄の特別利益も上記の例と同様に計算し、記載します。)		

19欄: 地方税独自の加算(損金の額に算入した所得税等)がある場合、第6号様式又は第6号様式別表5に記載せず、ここで計算します。(該当があれば項目名を追記してください。)

20欄: 電気供給業以外の収益(営業収益を除く)又は費用について、法人税別表四で加算した金額を記載してください。なお、電気供給業(収入金)と電気供給業以外(所得金)に明確に区分できない金額のみ、あん分率(計算書8欄)を乗じ、明確に区分できる部分の金額にはあん分率を乗じないでください。

<例:電気供給業と小売業を併せて行っている場合> ※あん分率を0.8(計算書8欄)と仮定

○法人税別表4の内訳	計上額	20欄に記載すべき額
損金経理をした道府県民税及び市町村民税(区分できないもの)	81,400円	→ 81,400円×0.8=65,120円
雑収入計上漏れ(小売業に係るもの)	200,000円	→ 200,000円(あん分しない)
→ この場合、損金経理をした道府県民税及び市町村民税のうち65,120円と、雑収入計上漏れ200,000円の合計265,120円を20欄に記載することになります。		

22欄及び23欄:

売上原価及び販売費・一般管理費について、附表1及び2により、電気供給業に係るものと電気供給業以外の金額を区分した上で、22欄は附表1のD欄から、23欄は附表2の二欄から、それぞれ転記します。

24欄: 電気供給業以外の事業に係る金額を記載してください。

25欄及び26欄: 上記17欄及び18欄と同様に記載してください。

27欄、28欄及び29欄:

法人の事業税額及び地方法人特別税額については、電気供給業に関する金額(収入割)と、電気供給業以外の事業に関する金額(所得割・付加価値割・資本割)とを明確に区分できることから、27欄及び28欄には含めず、29欄に電気供給業以外の事業に関する金額(所得割・付加価値割・資本割)を記載してください。

※ 収入割については、課税標準となるべき所得金額の計算上、費用に含めないでください。

30欄: 地方税独自の減算(外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額等)がある場合、19欄と同様に記載してください。

31欄: 電気供給業以外の収益(営業収益を除く)又は費用について、法人税別表4で減算した金額を記載してください。 ※ 上記20欄と同様に記載してください。

【電気】計算書の作成 その3（売上原価及び販売費・一般管理費の区分）

- ① 課税標準となるべき所得金額を算出するため、売上原価及び販売費・一般管理費を、電気供給業に係るものと電気供給業以外の事業に係るものとに区分します。なお、消費税等の税込経理をしている場合、ここでは税込金額を記載してください（②も同じ）。
- ② 区分困難なものは営業収益の収入金額の比率（法人税別表4の加減算を除く）であん分します。
- ③ 区分した金額を計算書に転記します。

（第1号様式附表1）

売上原価に関する明細書

区分		電気供給業に係るもの	区分困難なもの	その他の事業に係るもの
売上原価	仕入高（小売）	円	円	43,200,000 円
		A	B	C 43,200,000
C + B × $\frac{5}{1+2+5}$		= 43,200,000		D

電気供給業の収入金額等に関する計算書の22欄に転記してください

（第1号様式附表2）

販売費・一般管理費に関する明細書

区分		電気供給業に係るもの	区分困難なもの	その他の事業に係るもの
販売費・一般管理費	役員報酬	円	7,000,000 円	円
	給与手当			24,000,000
	法定福利費		750,000	3,200,000
	福利厚生費			1,000,000
	旅費交通費			150,000
	通信費			120,000
	水道光熱費			300,000
	地代家賃	450,000		3,000,000
	保険料			200,000
	修繕費	50,000		100,000
	租税公課	40,000	50,000	70,000
	減価償却費	10,000,000	200,000	400,000
	雑費			60,000
		イ 10,540,000	ロ 8,000,000	ハ 32,600,000
ハ + ロ × $\frac{5}{1+2+5}$		= 39,000,000		ニ

電気供給業の収入金額等に関する計算書の23欄に転記してください

○売上原価に関する明細書、販売費・一般管理費に関する明細書

費用の内容によって、科目毎に該当する欄に記載してください。
 なお、区分にあたっては、以下の事項も参考にしてください。

<給与・役員報酬・法定福利費>

例えば、電気供給業と小売業を併せて行う法人の場合、従業員については、個々の事業に専属で従事することも多いため、小売業のみに従事している従業員に係る給与及び法定福利費は「その他の事業に係るもの」となります。
 一方、役員（社長）の場合、会社全体の経営判断や管理を行う立場にあることから、全ての事業に、関与していると考えられます。このため、原則として役員報酬及び役員に係る法定福利費については「区分困難なもの」に該当します。

<地代家賃>

売電を行うための太陽光パネルを設置するため、他者の所有する土地を有償で賃借している場合、その対価として支払う地代家賃は「電気供給業に係るもの」に区分してください。

<保険料>

売電を行うための太陽光パネルを設置に伴い、当該太陽光パネルを補償対象とした損害保険料を支払っている場合、当該損害保険料は「電気供給業に係るもの」に区分してください。

<修繕費>

太陽光パネルを設置して発電し、売電を行う場合、修繕費のうち、当該太陽光パネル分は「電気供給業に係るもの」に区分してください。

<減価償却費>

償却資産は、その用途が明確であることも多いため、区分可能なものは「電気供給業に係るもの」と「その他の事業に係るもの」とに区分してください。
 例えば、太陽光パネルを設置して発電し、売電を行う場合、減価償却費のうち、当該太陽光パネル分は「電気供給業に係るもの」に区分してください。
 （特別償却による減価償却費を特別損失で処理している場合も同様です）

- 太陽光パネルの減価償却費は、特別償却によって1事業年度にまとめて費用計上されることもあり、多額になる傾向があります。
 このため、誤って「その他の事業に係るもの」や「区分困難なもの」で申告してしまうと申告後に高額の追徴税額（所得割）が発生する可能性があります。ご注意ください。

○電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う法人で、
例外規定の適用を受けて、電気供給業以外の課税方式
(所得割のみ)で申告する場合

(記載例)

収入金額に関する計算書		事業 年度	平成27年9月1日から 平成28年8月31日まで	法人名	C株式会社		
法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	摘要	金額					
	収入金額の総額	主たる事業(例:建設業)に係る売上金額		A	20,000,000円		
		電気供給業に係る売上金額		B	1,000,000		
	控除される収入金額	<p>※ $(A \times 0.1) < B$ となる場合、この記載例によらず、電気供給業以外の事業(所得金課税)と電気供給業(収入金課税)に分けて税額を計算してください。</p> <p>→ この場合には、電気供給業の収入金額等に関する計算書を使用してください。 (他の方法で区分している場合はその内容が分かる書類で結構です。)</p>					
						計	②
						差引計 ①-②	③
						法附則第9条第8項の規定による控除額	④
	法附則第9条第10項の規定による控除額	⑤					
	法附則第9条第19項の規定による控除額	⑥					
	計	③-④-⑤-⑥	⑦				

○電気供給業の開始を決定したが、まだ売電を開始しておらず
電気供給業以外の課税方式(所得割のみ)で申告する場合

(記載例)

収入金額に関する計算書		事業 年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	法人名	D株式会社		
法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	摘要	金額					
	収入金額の総額	電気供給業に係る収入金額			0円		
		計		①			
	控除される収入金額						
						計	②
						差引計 ①-②	③
						法附則第9条第8項の規定による控除額	④
	法附則第9条第10項の規定による控除額	⑤					
	法附則第9条第19項の規定による控除額	⑥					
	計	③-④-⑤-⑥	⑦				

※ 上記の場合は、いずれも所得金課税となり、収入金課税とはなりません。収入金額の内訳や事業の開始状況などを確認させていただくため、「収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)」及び損益計算書を申告書に添付してください。
お手数をおかけいたしますが、御協力をお願いします。

4 計算書の主な項目の内容について

(1) 貸倒償却

電力売上のうち、未収となっていた部分について、回収の見込みがなくなったとして貸倒処理した額は、売上の減少に該当するため、課税標準となるべき収入金額から減算します。

例) 平成27年度に電力売上1,000,000円のうち、300,000円について回収の見込みがなくなったことから、平成28年度に貸倒処理を行った場合

・平成27年度	未収金	1,000,000円	／	<u>電力売上</u>	1,000,000円
				↓	
					27年度に収入割申告済み
・平成28年度	<u>貸倒処理</u>	300,000円	／	未収金	300,000円
				↓	
					27年度に申告した収入額の一部が貸倒となったもの 損金として会計処理した 28年度の収入金額を減算 。

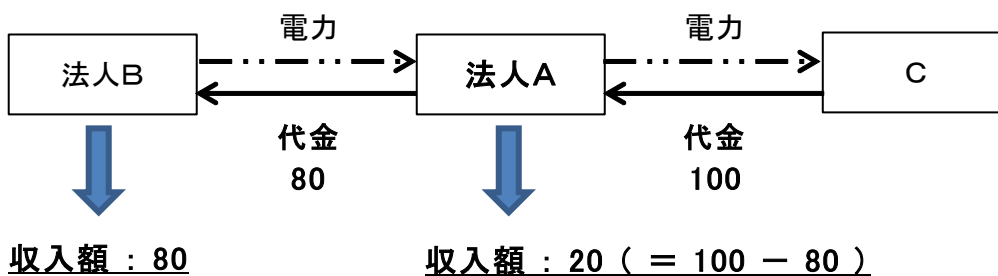
《留意事項》

- ・売電先が東京電力エナジーパートナーのみの場合等は、原則として該当しません。
- ・その他の事業に係る貸倒処理額を誤って計上しないよう注意してください。

(2) 他の電気供給業者から電気の供給を受けた場合、電気料金として支払うべき金額

他の法人から購入し（仕入れ）た電気を、消費者に販売した場合、購入先の法人が当該電気の収入割の申告をしていた場合は、二重課税防止の観点から、当該購入代金を、課税標準となるべき収入金額から減算します。

例) 法人Aが、法人Bから購入した電力をCに売電した場合



※ 法人AがCへの電力売上100を収入額とすると、法人Bの収入額80と二重課税となってしまう。

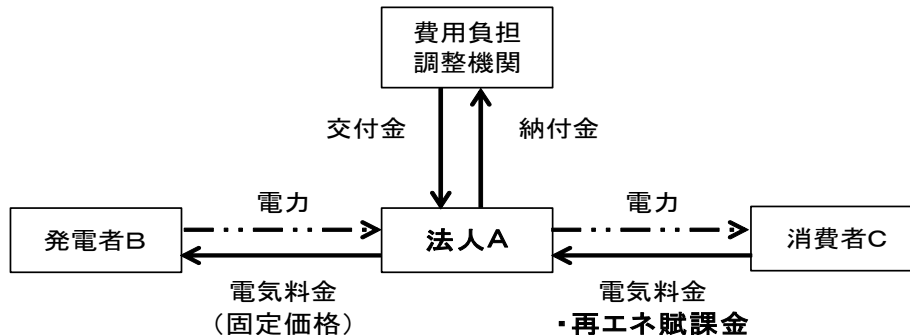
《留意事項》

- ・売電先が東京電力エナジーパートナーのみの場合等は、原則として該当しません。

(3) 再生可能エネルギー特別措置法第16条の賦課金

固定価格買取制度に係る再生可能エネルギー賦課金として徴収した額については、当該徴収額を課税標準となるべき収入金額から減算します。

例) 法人Aが、発電者Bから電力を買い取り、消費者Cに売電した場合



※ 発電者への電気料金（固定価格）は、最終的に消費者から徴収する賦課金（+国の予算）で補填される。

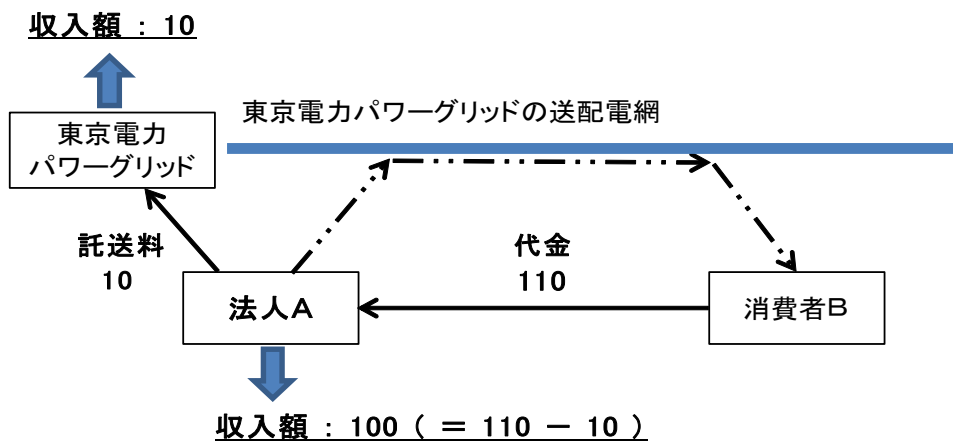
《留意事項》

・売電先が東京電力エナジーパートナーのみの場合等は、原則として該当しません。

(4) 託送料

託送料については、託送を行った電気供給業者の収入金にも含まれることになるため、二重課税防止等の観点から、課税標準となるべき収入金額から減算します。

例) 法人Aが、東京電力パワーグリッド（一般送配電事業者）への託送により消費者Bに売電した場合



※ 法人Aから消費者Bへの売電価格は、託送料を踏まえたもの（上乗せされたもの）となることに対して配慮されている。

《留意事項》

・売電先が東京電力エナジーパートナーのみの場合等は、原則として該当しません。

【申告時のチェックポイント】

《凡例》

- 所得** …所得割のみを申告している法人に関する項目
- 所収** …所得割・収入割を申告している法人に関する項目
- 収入** …収入割のみを申告している法人に関する項目
- 共通** …上記3つに共通するもの

- 1 損益計算書に収益として計上されているもののうち、電気供給業に関連する収入が全て集計されているか。**共通**
→ 営業外収益や特別利益に電気供給業に関連する収入が計上されている場合、申告漏れとなっている可能性があるため確認します。
- 2 消費税の取扱いは正しく計算されているか。**所収・収入**
→ 課税標準となる収入金額の計算において、税込経理の場合は消費税及び地方消費税相当額が控除漏れとなっている可能性があるため確認します。
- 3 例外規定により所得割のみで申告する場合、売電収入は主たる事業の売上の1割以下か。**所得**
→ 3つ以上の事業を行っている場合、主たる事業には電気供給業以外の事業に係るすべての売上を含めて比較します。
- 4 法人税別表4の加減算は正しく区分されているか。**所収・収入**
→ 「電気供給業」と「電気供給業以外」の区分、「営業収益に係るもの」と「それ以外の収益に係るもの」等の区分が正しくされているか確認します。
- 5 「他の電気事業者から電気の供給を受けた場合、電気料金として支払うべき金額」として記載した金額は正しいか。**所収・収入**
→ 自社で発電した電気のみを売電する場合は、これには該当しません。
- 6 貸倒損失が正しく区分されているか。**所収・収入**
→ 課税標準となる収入金額の計算において、「電気供給業以外」の貸倒損失を誤って控除していないか確認します。
- 7 減価償却費が正しく区分されているか。**所収**
→ 発電設備に係る減価償却費は、課税標準となる所得金額の計算において費用に含まれないため、正しく区分されているか確認します。(特に、特別償却した場合等は1事業年度に高額の減価償却費が計上される場合もあるので、特に注意してください。)

8 役員報酬が正しく区分されているか。 **所収**

→ 役員は会社全体の経営判断や管理を行う立場にあることから、全ての事業に関与していると考えられます。このため、原則として役員報酬については「区分困難なもの」に該当するため、正しく区分されているか確認します。

9 事業税及び地方法人特別税が正しく区分されているか。 **所収**

→ 収入割及びこれに係る地方法人特別税は、電気供給業に係る費用であるため、課税標準となる所得金額の計算において費用に含まれていないか確認します。

10 第6号様式別表6で「②控除される金額」が漏れなく記載されているか。 **収入**

→ 法令等で規定されている金額のほか、原則として営業外収益及び特別利益で会計処理されるべき金額を記載しますが、電気供給業本来の収入が営業外収益及び特別利益で処理されていないか確認します。

【電気供給業に係るQ&A】

● 事業開始の手続

Q1	新たに電気供給業を開始した場合、何か手続が必要となりますか。
A1	事業種目が変更となった場合には届出が必要となります。具体的には「法人の名称変更等の申告書」によって、その旨を届け出ていただく必要があります。

● 制度

Q2	太陽光発電を始めましたが、電気供給業に該当しますか。
A2	電気供給業とは、電気事業法に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、現に電気を供給しているという実態のある事業をいいます。 したがって、太陽光発電についても、発電した電気を他者に供給している場合には電気供給業に該当します。このほか、風力、地熱、水力、バイオマスなどを利用して発電し、電気を供給する場合も電気供給業に該当します。

Q3	電気供給業を行うために法人を設立しましたが、発電施設の建設中で、まだ電気供給を開始していない事業年度の課税はどうなりますか。
A3	現に電気の供給を行っていない場合は、法人の事業税における電気供給業には該当しません。所得割(資本金の額が1億円超の場合は付加価値割及び資本割を含む。)により申告してください。

Q4	収入金課税となる場合、予定(中間)申告義務はありますか。
A4	収入割を申告納付すべき法人は、常に予定(中間)申告義務があります。 なお、今期から電気供給業を開始し、前期に収入割が発生していない場合には、法人税において予定(中間)申告義務がないときは、予定(中間)申告義務はありません。

● 申告全般

Q5	法人が消費税及び地方消費税について税込経理をしていた場合、計算書に記載すべき金額は税込、税抜のどちらになりますか。
A5	基本的には、法人税において損金又は益金となっている税込額を記載することになりますが、課税標準となる収入金額からは消費税及び地方消費税を除く必要があります。

Q6	消費税の免税事業者である場合、消費税相当額は課税標準となる収入金額から控除できますか。
A6	控除できます。

Q7	電気供給業(収入金課税)とその他の事業(所得金課税)を併せて行っている場合、繰越欠損金の控除はどのように行えばよいですか。
A7	所得金課税事業に区分された欠損金のみを、翌期以降の所得金課税事業に区分された所得金額から控除することができます。

Q8	電気供給業のみで収入金課税により申告している法人について、収入の内訳が売電収入(営業収益)と社長の社有車使用料(営業外収益)であった場合、税額はどのように計算すればよいですか。
A8	電気供給業のみを行う法人の場合、営業外収益として計上されている社有車使用料についても、通常は電気供給業に係る収入と考えられますが、電気供給業本来の収入には該当しないため課税標準となる収入金額に含めないこととなります。 具体的には、収入金額の計算書(第6号様式別表6)において、「①収入金額の総額」に計上した上で、「②控除される金額」に計上することで課税標準となる収入金額から除外します。

Q9	電気供給業とその他の事業を併せて行う場合において、太陽光パネルを設置している土地を法人が所有しているとき、その土地に係る固定資産税はどのような取扱いになりますか。
A9	法人が所有している土地に係る固定資産税は、当該土地が太陽光パネルを設置する目的で取得した場合など、明らかに区分できるものでない限り、区分困難なものとして、あん分すべきと考えられます。
Q10	電気供給業のみを行う場合において、雑収入に計上している消費税還付加算金・利子割還付金は収入金額の計算書(第6号様式別表6)にどのように記載すべきですか。
A10	消費税還付加算金・利子割還付金は電気供給業本来の収入ではないことから、「①収入金額の総額」に計上した上で「②控除する金額」に計上することで、課税標準となる収入金額から除外します。
Q11	電気供給業とその他の事業を併せて行う場合において、売電収入を雑収入に計上している場合の取扱いはどうなりますか。
A11	売電収入の一部又は全部が、会計上、営業外利益や特別利益で処理されていた場合でも、収入割の課税標準額となる収入金額に含める必要があります。この場合、あん分率にも影響がありますので注意が必要です。

● 主たる事業の売上の1割以下に係る判定

Q12	電気供給業とその他の事業を併せて行う場合において、その他の事業が複数あるときは、「主たる事業の売上の1割以下」はどのように判定すればよいですか。 例えば、売上が建設業100、小売業80、電気供給業15のときはどうなりますか。
A12	「主たる事業の売上の1割以下」を判定する際の「主たる事業」とは、所得等課税部門と収入金額課税部門のうち、売上が大きい方の部門を指しますが、事業が3つ以上ある場合でも、本来の課税方式によって2つの部門に区分することになります。お問い合わせのケースでは、主たる事業である所得等課税部門(建設業・小売業)の売上は180、従たる事業である収入金額課税部門(電気供給業)の売上は15となり、電気供給業の売上は主たる事業の売上の1割以下と判断できます。

● 分割基準

Q13	A県には本社があり、B県には売電を行うための太陽光パネルを設置していますが、B県には人員を配置するような事務所がない場合、B県への申告は必要ですか。
A13	県内に事務所又は事業所が存在しないため、B県への申告は必要ありません。B県に設置した太陽光パネルによって得た売電収入等も含めてA県に申告していただくこととなります。
Q14	複数の県に事務所又は事業所を設けて電気供給業を行う場合の分割基準はどうなりますか。
A14	主たる事業の分割基準によって課税標準額を分割していただくこととなります。なお、「主たる事業」とは原則としてそれぞれの事業のうち、売上金額が最も大きいものをいい、これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断し、主たる事業を判定します。 <参考:分割基準> ・電気供給業の分割基準：固定資産の価格と発電に使用する固定資産の価額 課税標準額の4分の3・・・事務所等の固定資産で発電の用に供するものの価額 課税標準額の4分の1・・・事務所等の固定資産の価額 ※ 昭和57年4月1日以前の既存発電所がある場合の特例があります。 ※ 固定資産の価額とは、事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいいます。